

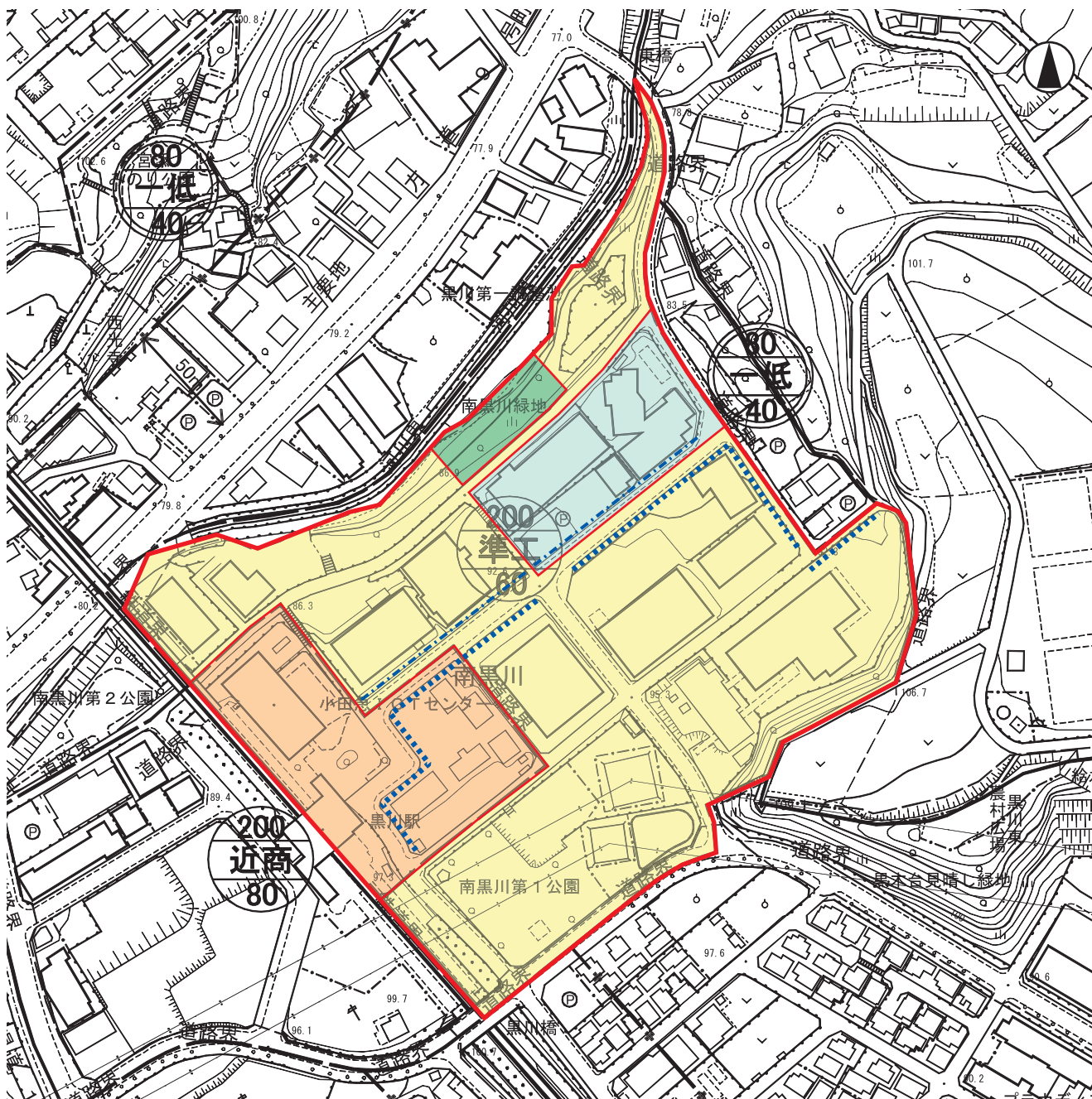
## 南黒川地区地区計画

名 称	南黒川地区地区計画	
位 置	川崎市麻生区南黒川、栗木台 3 丁目、栗木台 5 丁目、黒川字宮添及び東	
面 積	約 5.9ha	
地区計画の目標	<p>「2001 かわさきプラン」都市整備構想において、小田急小田原線新百合ヶ丘駅周辺から小田急多摩線の一带を文化、研究・開発ゾーンとして位置づけ、文化、研究・開発施設の積極的誘導を行い、国際的な科学文化都市にふさわしい地域形成を目指している。</p> <p>この具体化の一環として、マイコン関連企業の研究・開発・試作機能の集積を図るマイコンシティ計画を策定し、その展開の場を南黒川地区及び栗木地区に定めた。</p> <p>本地区は、小田急多摩線黒川駅北側に接して位置し、すでに組合施行の土地区画整理事業により公共施設等の基盤整備が行われた区域の一部であり、マイコンシティの中核となる栗木地区への玄関口に位置し、主としてソフトウェアの研究・開発を行う施設の誘導、立地と共に商業、サービス施設等の適正な配置を図ることとし、次に掲げる土地利用の方針のもとに快適な環境と良好な景観を形成し、保全することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用を研究開発施設地区、関連施設地区及び商業業務施設地区に区分し、それぞれ次の方針のもとに業務地区としての適正な環境を形成し、保全するものとする。</p> <p>研究開発施設地区—— ソフトウェアハウス、システムハウスの研究・開発・設計・試作施設（以下「マイコン施設」という。）等の立地を誘導すると共に快適な研究・開発環境の形成、保全を図る。</p> <p>関連施設地区—— 企業活動の円滑化を図るため、店舗・サービス施設及び従業員宿舎をマイコン施設とともに適切に配置し、保全を図る。</p> <p>商業業務施設地区—— 計画区域内及び周辺地域の利便施設としての商業・業務施設をマイコン施設とともに適切に配置し、保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区内には、土地区画整理事業によりすでに幅員 4m～9m の区画道路及び公園・緑地等が整備されており、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>研究開発施設地区及び関連施設地区—— 研究・開発業務の展開に適した環境を創出し、保全するため、建物用途及び建物敷地の最低限度等について必要な基準を設定する。</p> <p>商業業務施設地区—— 主として商業・業務施設を配置し、保全するため、建物用途等について必要な基準を設定する。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>緑の街なみを形成するため、建物敷地内において緑化を進めるとともに主要道路沿いに植栽帯の配置を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑地 面積 約 0.12ha		
	地区の区分	地区の名称	研究開発施設地区	関連施設地区	商業業務施設地区
		地区の面積	約 4.4ha	約 0.6ha	約 0.9ha
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校、図書館その他これらに類するもの (マイクロコンピューター等の先端技術関連の学校を除く。) 3 病院又は診療所 4 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 7 ホテル又は旅館 8 店舗又は飲食店 9 倉庫(建築物に附属するものを除く。) 10 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのないマイクロコンピューター関連等の先端技術を活用する製造業に係る研究開発を主体とする工場以外の工場	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅(戸建住宅に限る。) 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4 ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 5 ホテル又は旅館 6 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのないマイクロコンピューター関連等の先端技術を活用する製造業に係る研究開発を主体とする工場以外の工場	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度		800㎡	200㎡	——
	壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2mを超える門若しくはへいの面から道路境界線までの距離は、計画図に表示する各部分を3m、2.5m以上とする。		
		隣地境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。		
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。		
	垣又はさくの構造の制限		コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもの以外のもので、ネットフェンス、生け垣などによるものとする。		

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

# 南黒川地区地区計画計画図



凡 例		
	地区計画区域	
		研究開発施設地区
		関連施設地区
		商業業務施設地区
地区施設		緑 地
道路境界線からの距離		道路境界線から3m以上
		道路境界線から2.5m以上